

兵庫県立西播磨文化会館
資料集

令和5年7月

兵庫県 県民生活部

【目次】

1	設置及び管理に関する条例	1
2	管理に関する規則	11
3	敷地内図・施設図	19
4	建物・工作物一覧表	20
5	県有備品一覧表	22
6	令和4年度スタッフ配置状況	28
7	管理経費等実績額調（令和2～4年度）	29
8	令和4年度修繕料の明細表	30
9	利用人数実績（令和2～4年度）	31
10	利用料金収入実績・稼働率（令和2～4年度）	32
11	各年度の基準額（指定管理料）	34
12	生活創造情報プラザ関連資料	35
13	令和5年度高齢者大学年間講座	37

【兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例】

昭和45年3月31日条例第13号

改正

昭和46年3月25日条例第21号
昭和47年10月11日条例第33号
昭和49年3月27日条例第30号
昭和50年3月18日条例第29号
昭和50年10月9日条例第46号
昭和54年3月14日条例第17号
昭和55年3月26日条例第7号
昭和55年12月18日条例第44号
昭和56年3月27日条例第11号
昭和57年3月27日条例第10号
昭和57年9月23日条例第34号
昭和58年3月16日条例第10号
昭和59年3月28日条例第5号
昭和59年6月29日条例第24号
昭和62年3月14日条例第5号
昭和63年3月26日条例第7号
平成5年3月29日条例第5号
平成8年3月27日条例第6号
平成15年3月17日条例第7号
平成16年3月26日条例第7号
平成16年3月26日条例第8号
平成17年3月28日条例第11号
平成17年9月21日条例第60号
平成18年9月28日条例第53号
平成19年3月16日条例第9号
平成22年3月19日条例第6号
平成23年3月17日条例第5号

平成24年3月21日条例第8号

平成26年3月20日条例第8号

平成29年3月23日条例第7号

平成31年3月19日条例第5号

兵庫県立丹波文化会館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 青少年及び成人の教養を高め、並びに地域文化の向上及び地域スポーツの振興を図るため、兵庫県立文化会館（以下「文化会館」という。）を置く。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
兵庫県立西播磨文化会館	たつの市新宮町宮内
兵庫県立淡路文化会館	淡路市多賀

(業務)

第3条 文化会館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化的行事を開催すること。
- (2) 社会教育及び学校教育に関する講座を開設し、並びに講習会、講演会、展示会等を開催し、並びにこれらのため施設を利用させること。
- (3) 郷土資料及び美術品を収集し、及び展示すること。
- (4) 図書及び視聴覚教材を整備し、並びにこれらを利用させること。
- (5) スポーツに関する行事等を開催し、及びこれらのために施設を利用させること。
- (6) 教育、文化及びスポーツに関する相談に応ずること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の目的を達成するために必要な業務

(利用の許可)

第4条 別表に掲げる文化会館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。

(利用の許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一

部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 文化会館の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に文化会館の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 文化会館の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 文化会館の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第6条 文化会館の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文化会館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、文化会館に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日条例第21号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第33号）

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月27日 条例第30号）

この条例は、公布の日から起算して3箇月をこえない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和49年教育委員会規則第11号で、同49年 6 月 1 日から施行）

附 則（昭和50年 3 月18日 条例第29号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年10月 9 日 条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和50年10月教育委員会規則第18号で、同50年11月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、改正後の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年 3 月14日 条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中別表の改正規定（丹波文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及びトレーニング室の項並びに同部個人で利用する場合の款体育室の項及びトレーニング室の項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和54年 6 月規則第70号で、同54年 6 月10日から施行）

- 3 この条例の施行の日前に第 2 条の規定による改正前の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 2 条の規定による改正後の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年 3 月26日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和55年 5 月規則第60号で、同55年 6 月 1 日から施行）

附 則（昭和55年12月18日 条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月27日 条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和56年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和56年度に兵庫県立高等学校（専攻科を除く。）に入学した者に係る入学料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和56年4月1日前に第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者（第18条の規定による改正前の兵庫県立勤労青少年寮の設置及び管理に関する条例の規定に基づき寮室の利用の許可を受けた者を除く。）に係る使用料又は受講料の額については、第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和56年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る当該室料の額については、第12条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和56年度に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立農業大学校に入学した者に係る入学料の額については、第14条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第23条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和56年4月1日前に第27条の規定による改正前の兵庫県立都市公園条例の規定により発行した回数券については、同日から昭和57年3月31日までの間は、なお効力を有する。
- 8 昭和56年4月1日前に交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第32条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月23日条例第34号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学、編入学又は再入学をした者（定時制の課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。）の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和58年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に第3条の規定による改正前の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月28日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和59年4月1日前に兵庫県立大学（附属幼稚園を除く。以下同じ。）に在学している者（聴講生及び研究生を除く。以下同じ。）の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和59年4月1日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の

額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

- 4 昭和59年4月1日前に第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和59年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る室料の額については、第11条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和59年4月1日前に第27条の規定による改正前の警察手数料条例の規定に基づき交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第27条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月29日条例第24号）

この条例は、昭和59年6月30日から施行する。

附 則（昭和62年3月14日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 5 施行日前に第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月26日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成5年3月29日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）

5 施行日前に第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定（中略）兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例別表丹波文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及び同部個人で利用する場合の款体育室の項、同表西播磨文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及び同部個人で利用する場合の款体育室の項並びに同表淡路文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及び同部個人で利用する場合の款体育室の項に係る部分（中略）を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月27日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年3月17日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月26日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月26日条例第8号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第11号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日条例第60号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成22年3月19日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成23年3月17日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成29年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第1、別表第2並びに別表第4の15の部、36の部、58の部(5)の款、64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)並びに66の部備考1(1)及び備考3(1)の改正規定並びに第2条、第4条から第15条まで、第17条から第45条まで及び第47条から第55条までの規定 平成31年10月1日

別表（第4条、第7条関係）

西播磨文化会館

区分	基準額						備考		
	開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで			
団 体 利 用 場 合	講堂	円 3,600	円 4,800	円 4,800	円 8,400	円 9,600	円 13,200	1 体育室を利用する場合で、その面積の2分の1以下の面積を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 体育室を平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。	
	会議室	A	700	900	900	1,600	1,800		2,500
		B	400	400	500	800	900		1,300
	研修室	700	900	900	1,600	1,800	2,500		
	美術展示室	1,500	2,200	2,200	3,700	4,400	5,900		
	視聴覚教室	700	900	900	1,600	1,800	2,500		
	調理教室	600	900	900	1,500	1,800	2,400		
	陶芸教室	500	700	700	1,200	1,400	1,900		
体育室	2,300	2,800	2,800	5,100	5,600	7,900			
個 人 で 利 用 す る 場 合	体育室	1人1回につき					100円	1 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。）は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。	
便利施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額								

全部改正〔昭和58年条例10号〕、一部改正〔昭和59年条例5号・62年5号・平成5年5号・15年7号・16年7号・8号・18年53号・19年9号・22年6号・23年5号・24年8号・26年8号・29年7号・31年5号〕

淡路文化会館

区分	基準額						備考	
	開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで		
団 体 利 用 場 合	講堂	円 3,600	円 4,800	円 4,800	円 8,400	円 9,600	円 13,200	1 体育室を利用する場合で、その面積の2分の1以下の面積を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 体育室を平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。
	会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	
	美術展示室	1,500	2,200	2,200	3,700	4,400	5,900	
	視聴覚教室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	
	調理教室	600	900	900	1,500	1,800	2,400	
	体育室	2,300	2,800	2,800	5,100	5,600	7,900	
個 人 で 利 用 す る 場 合	体育室	1人1回につき					100円	1 小学校の児童及び中学校の生徒は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。
便利施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額							

一部改正〔昭和55年条例7号・44号・56年11号・57年34号・59年5号・62年5号・平成5年5号・15年7号・16年7号・8号・18年53号・19年9号・22年6号・23年5号・24年8号・26年8号・29年7号・31年5号〕

【兵庫県立文化会館の管理に関する規則】

昭和45年4月1日教育委員会規則第16号

改正

昭和46年3月31日教育委員会規則第10号
昭和46年12月28日教育委員会規則第20号
昭和47年4月1日教育委員会規則第26号
昭和47年9月30日教育委員会規則第29号
昭和47年11月1日教育委員会規則第30号
昭和50年3月31日教育委員会規則第14号
昭和50年8月1日教育委員会規則第16号
昭和51年8月1日教育委員会規則第12号
昭和54年4月1日教育委員会規則第12号
昭和62年4月1日教育委員会規則第8号
平成4年10月26日教育委員会規則第19号
平成15年3月25日教育委員会規則第7号
平成16年3月26日教育委員会規則第14号
平成22年3月31日教育委員会規則第6号
平成23年3月29日教育委員会規則第8号
平成26年3月28日教育委員会規則第7号

兵庫県立丹波文化会館の管理に関する規則をここに公布する。

兵庫県立文化会館の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号。以下「条例」という。)第8条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成16年兵庫県条例第2号)第4条の規定に基づき、兵庫県立文化会館(以下「文化会館」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 文化会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 文化会館の開館時間は、9時から21時までとする。ただし、20時以降は、入館することができない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(施設の利用の許可等)

第4条 条例第4条の規定により文化会館の施設を利用しようとする者は、文化会館利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、文化会館利便施設利用許可申請書(様式第2号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

3 教育委員会は、利用許可申請書又は利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、文化会館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文化会館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第3号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(利用の許可の基準等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 文化会館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があるとき。

2 前条第3項の場合において、教育委員会は、文化会館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(利用料金の基準額)

第6条 条例別表の規定により教育委員会規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(規制)

第7条 文化会館に入場した者は、文化会館の秩序の維持並びに施設及び設備の管理上必要な指示に従わなければならない。

(管理)

第8条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第7条第3項及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、文化会館の管理に関して必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日教育委員会規則第10号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年12月28日教育委員会規則第20号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日教育委員会規則第26号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年9月30日教育委員会規則第29号)

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月1日教育委員会規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(兵庫県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

2 兵庫県教育委員会事務局組織規則(昭和41年兵庫県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号及び第10条第9号中「丹波文化会館」を「文化会館」に改める。

附 則(昭和50年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年8月1日教育委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年8月1日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日教育委員会規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日教育委員会規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年10月26日教育委員会規則第19号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成23年3月29日教育委員会規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第1条又は第2条による改正前の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月28日教育委員会規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

西播磨文化会館体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
金額	1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円

淡路文化会館体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
金額	1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円

文化会館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 - - 番

次のとおり申請します。

集会の名称									
利用の目的									
利用予定 人員	男 女	人	計	人	※ 利用実人員	男 女	人	計	人
利用する施設 の名称									
利用する設 備器具の名称									
期 間	年	月	日	時から	日	時まで	日間		
※ 備 考									
※ 使 用 料	円								

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

文化会館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話.....番

次のとおり申請します。

利便施設の用途	
利用許可を受けようとする利便施設	
利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
※備 考	
※使 用 料	円

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。
2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第4条関係）

文化会館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話.....番

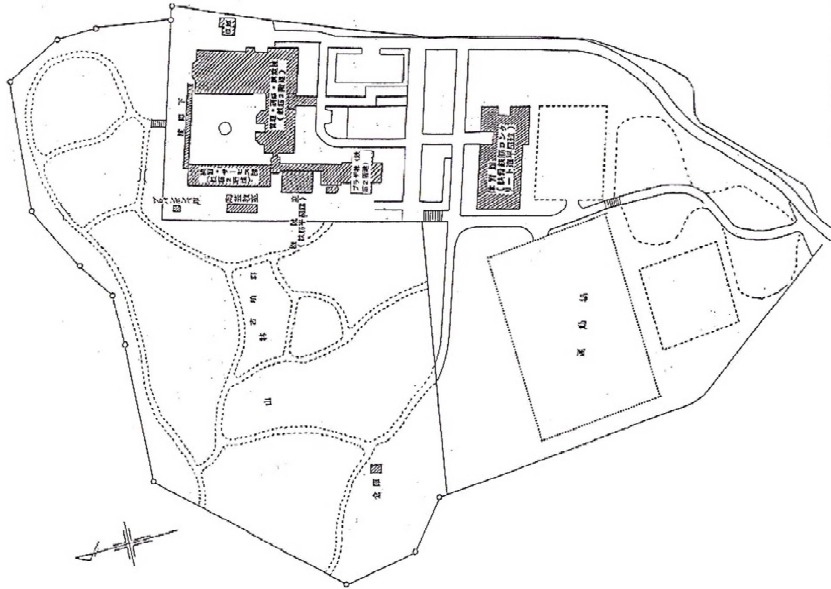
次のとおり申請します。

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利便施設の用途		
	利用許可を受けようとする利便施設		
	利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由			

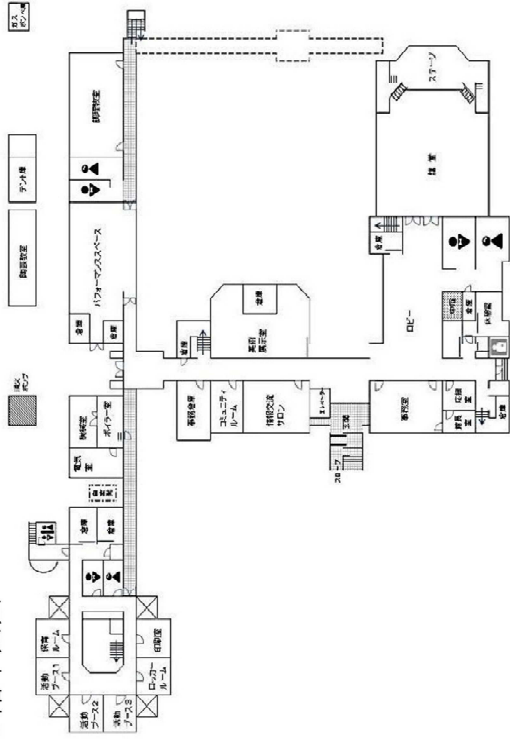
（注） 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

【敷地内図・施設図】

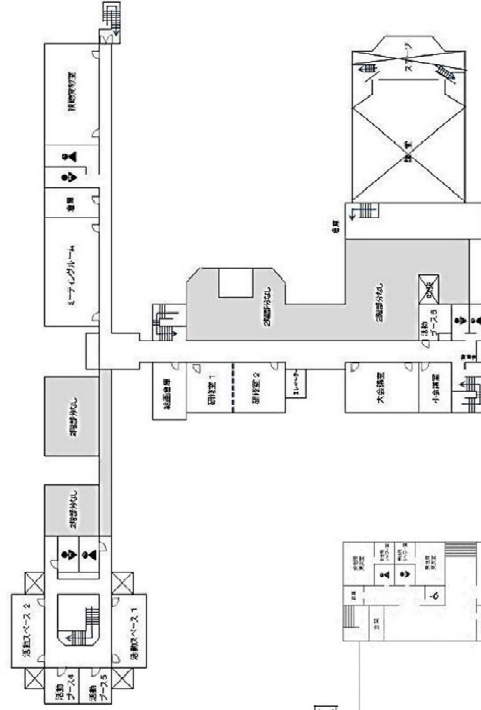
建物配置図



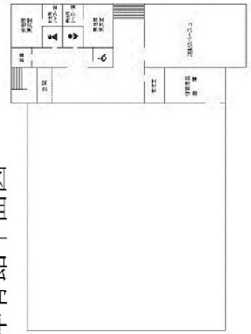
1階平面図



2階平面図



体育館平面図



【建物・工作物一覧表】

1 建物

所在地	建物の名称	建面積(延)	備考
たつの市新宮町宮内	管理研修講堂棟	1,930.34	昭和50年11月17日
	生活創造プラザ棟	520.39	昭和50年11月17日
	機械室	142.50	昭和50年11月17日
	実習サービス棟	736.00	昭和50年11月17日
	便所	9.27	昭和50年12月17日
	プロパンボンベ庫	7.59	昭和50年12月17日
	車庫	19.80	昭和50年12月17日
	マイクロバス車庫	26.93	昭和54年3月31日
	陶芸教室	62.65	昭和55年11月6日
	体育館	1,161.06	昭和58年3月22日
	倉庫	38.22	平成1年3月30日
	倉庫	24.36	平成1年8月7日

2 工作物

所在地	種類及び名称	数量	備考
たつの市新宮町宮内	電気設備（屋外電気設備一式）	1個	昭和50年11月1日取得
	給水設備（本館分・テニスコート分）	2個	昭和50年11月17日取得
	排水設備（排水設備一式）	1個	平成9年3月30日取得
	ガス設備（白鋼管）	1個	昭和50年11月17日取得
	囲障（金網フェンス）	574.00m	昭和50年11月30日取得
	階段（鉄筋コンクリート）	3個	昭和50年11月30日取得
	築庭（前庭・中庭、浄化槽北～芸術広場東及び南）	3個	平成7年3月31日取得
	照明設備（水銀灯）	3個	昭和50年12月17日取得
	渡り廊下（鉄筋コンクリート）	1個	昭和52年3月31日取得
	自転車置場（軽量鉄骨ブロック）	3個	昭和52年3月31日取得
	電気設備（屋外キュービクル型）	1個	昭和53年12月14日取得
	雑工作物（テニスコート一式）	1個	昭和55年9月4日取得
	雑工作物 （アスファルトブロック敷スロープ）	1個	昭和58年3月20日取得
	雑工作物（バリカー）	6個	昭和58年3月20日取得
	消火設備（消火設備一式）	1個	昭和58年3月22日取得
諸標（館名標識）	1個	昭和58年3月31日取得	

諸標（案内板）	1 個	昭和 58 年 9 月 19 日取得
雑工作物（藤棚）	1 個	昭和 60 年 10 月 25 日取得
バックネット一式	1 個	昭和 61 年 3 月 31 日取得
雑工作物（ごみ収集庫一式）	1 個	昭和 61 年 3 月 31 日取得
雑工作物（炊事場）	1 個	平成 1 年 8 月 7 日取得
雑工作物（洗い場）	1 個	平成 1 年 8 月 7 日取得
雑工作物 （花壇 1ヶ、土留植樹一式）	4 個	平成 4 年 3 月 27 日取得
築庭（南入口庭園、生垣・階段・外灯一式）	1 個	昭和 61 年 3 月 31 日取得
記念碑（ブロック積、コンクリート製）	1 個	平成 11 年 3 月 31 日取得
車庫 （鉄骨造、メッキ鋼板葺）	40.00m	平成 11 年 3 月 31 日取得
諸標（鉄骨造 W2500×H1500）	1 個	平成 11 年 3 月 31 日取得
排水設備一式 （公共下水接続）	1 個	平成 11 年 9 月 11 日取得

【県有備品一覧表】

(1) 備品

品名	形質・形式	数量
公印（館長印）		1
両袖机		14
事務デスク	内田 5-160-4830	1
片袖机		12
袖机		8
脇机		6
会議机		79
前垂付会議机	ライオン デリカデータ MCF1845P	7
テーブル	762-33	1
テーブル	493-64	1
ミーティングテーブル		2
講演卓		2
カウンター		1
事務椅子	トキ KKV-836-AC-T2E1	1
事務椅子	トキ KG-745AG-T2B1	12
会議用椅子		90
会議用長机	PULS FO-5158IV	5
折りたたみ長机		1
長テーブル	木製 300×200×700	1
応接セット		19
チェアポーター	ウチダ M型	3
その他机、椅子		33
長椅子		85
金庫		2
保管庫		29
担架保管箱		1
更衣ロッカー		8
両開き書庫	ハート型パソコン収納	1
展示ケース		5
ユニット倉庫		2
ユニット倉庫	付物置 MBX-50	1
書架		13
片面書架	PLB-15BA-1S	1
片面書架	PLB-15BA-0S	5
片面書架	PLBA-1501E-SL	1
片面書架	PLBA-1501E-SR	1
木製書架	T66型	1
カタログスタンド		1
材料棚		11
美術収納台		2
フィルム戸棚		1
スクールロッカー	内田 5-847-4433	4
木製ラック	TOA WR-204	1
ロッカー	TOYO、PLUS	5
鍵ケース		2
器具類整理箱		1
清掃箱		11
レターケース		1
工作作業台	ウチダ	6
審判台		2
指揮台		1
テレビ台		1
花瓶台		3

VTRスタンド	オーロラ VB-1000DX	1
物干台		3
脚立		2
ローリングター		1
踏み台		1
フラーボックス		1
野外ステージ 鳥居枠材		1
止金類		1
取付金具		1
ステージ床材		1
テリカステップ		2
映写台		1
印刷機	リソグラフ RZ670	1
ホッチキス(大)		1
せん孔器		2
裁断機		1
ビームアップ		1
シュレッダー	コクヨ MS-v2310CL	1
液晶プロジェクター	シャープ XV-Z5000	1
液晶プロジェクター	エプソン EMP-1810	1
スクリーン80型	イズミ IS-S80V	1
液晶プロジェクター	エプソン EB-S10	1
プロジェクター	IPSIO PJ WX5460	1
CDデッキ	SL-P70-N	1
ミニディスクデッキ	ソニー MDX-D400	1
ノート型パソコン一式	東芝 J40 140C/4	1
ノート型パソコン一式	東芝 Dynabook Satellite J61173C/5	1
ノート型パソコン一式	FMVNFC 70WP	1
ノートパソコン	富士通 FMVA16034P	1
ファクシミリ	NTT FAX L-410	1
モニターテレビ	ソニー KV20CW1	2
車椅子		2
テーブル用台車	コクヨ TK-T100	5
チェアホーターM型	ウチタ 1-386-9001	4
図書		4064
衡立		1
ハコ		3
オフィススクリーン	ウチタ 1-357-2525	4
移動式姿見		1
表示板・黒板		80
両面複写ボード	ウチタ 6-190-6636	4
表示塔		1
花瓶		2
石彫「空間の遺跡」		1
石彫「空からの贈りもの」		1
石彫「夢の番人」		1
石彫「石紋」		1
石彫「?の石ひ」		1
石彫「核を求める始転器として」		1
石彫「旅」		1
石彫「三分割・恋のトランプ占い」		1
石彫「スーウ」		1
石彫「空洞の充実」		1
石彫「彼方へ」		1
石彫「みんな-水」		1
石彫「あたらしい星」		1
石彫「遠雷」		1
石彫「心眼」		1

石彫「幸福の背中」		1
石彫「STONE MIND」		1
石彫「電車ごっこ-太陽とかたつむり-」		1
石彫「HIDDEN WORD」		1
暗幕		1
暗幕兼カーテン		1
サイド幕		1
緞帳		1
野外テント		3
日除カーテン		1
野外テント		2
館旗		1
国旗		2
県旗		2
プラズマテレビ		1
スポットライト		2
洗濯機	ナショナル NA-V045A	1
洗濯機	NA-F42M5	1
乾燥機	日立 DE-S4501	1
掃除機	MC-L52VP-R	1
掃除機	ナショナル MC-G3000	1
掃除機		3
下駄箱		7
賞状盆	17号	1
帽子掛兼傘立		1
傘立		4
賞状盆		1
湯沸器		1
オープンレンジ	ナショナル NE-JS25	7
コンロ		1
水屋	シンプルリス食器棚 600×320×905	1
オフィスキッチン		5
給茶器		1
案内標識	40×100	1
ブランコ		1
高温用温度計		1
電動ロクロ		1
土練機		1
ロクロ		30
上蓋式灯油窯	OSA-02R	1
背負動力噴霧器	共立 SHPE221B	1
動力噴霧器	共立セット動噴HPE1731	1
エンジンチェンソー	マキタMDE336	1
エンジン刈払機	マキタMEM261R (背負)	1
エンジン刈払機	マキタMEM301	1
畦草刈機	共立AZ850A	1
背負ハジトリマ	共立RMEHT2300	1
背負い式プロア	共立PB500	1
エンジンチェンソー	共立CSE3501	1
発電機	スバル発電機SG9	1
草刈機		1
生垣バリカン		1
教壇		3
衛生放送チューナー		1
ワイレスアンブ	WA1802C	1
チューナーユニット	WTU1810	1
ワイレスマイク	WM1200	1

マイクロホンミキサー	TOA MX-113	1
ワイヤレスチューナー	TOA WT-750B	1
ユニット	WTU-1710	1
アンテナ	YW-540	1
ワイヤレスマイクロホン	TOA WM-1210	2
コンパクトスピーカー	TOA F-160WM	2
ワイヤレスマイクロホン	TOA WM-1220	1
ステレオスピーカー (2コ1組)	BOSE 301V	1
2元アンプ		1
非常放送リモート操作機		1
スピーカー		2
マルチキッキングアンプ		1
マイク (スタンド付)		1
アンプ		1
セパレート型マイク		1
放送機		9
音響機		1
マイクスタンド (床上)		4
マイホン		1
アンテナ		1
エアコン	東芝 POA-P1401H	1
エアコン	東芝 POA-P1401H	2
石油ファンヒーター	三菱KD-D501W-H	2
ガスストーブ	リンナイ R1202CMS3	1
ガスファンヒーター	リンナイ RC-560TAC	1
ガスストーブ	リンナイ R-1290VMS3	1
ガスファンヒーター	リンナイ RC-512E	1
石油ファンヒーター	ダイニチ FM-181F	1
石油ファンヒーター	ダイニチ FM-182F	3
石油ストーブ	ダイニチ FM-5590L	3
ガスファンヒーター	リンナイ RCF5804ACP	1
ストーブ		6
扇風機		5
趣味教養用品	茶道用品	17
電動ロクロ	TP-250型	1
バレーボール支柱	アシックス 256700	1
バレーボールネット	トエイ B4960	2
バレーボール支柱カバー	アシックス 242200	1
バレーボール支柱カバー	アシックス 252500	1
バレーボールポストカバー	アシックス #242200	1
ビッチングマシン	ZETT BMH83	1
バレーボール		2
バレーセーフティカバー		1
テニスボール		1
バトミントンボール		4
卓球台		8
卓球防球フェンス		6
防球フェンス		10
卓球防球ネット		5
ネット・ネットポスト		2
助木		1
マット		5
平均台		2
跳箱		2
昇降式踏台 (大)		2
昇降式踏台 (小)		10
得点板		2

卓球得点板		8
チーム反則数表示板		1
ファール回数表示板		1
ポール旗立セット		1
ポールかご		1
ピアノ		1
デジタルピアノ	カシオ PX-730BK	1
プロジェクタ		1
印刷機	リソグラフ RZ670	1
ノートパソコン		2
上下式卓球台		1
ポッチャセット		1
講堂マイク設備		1
電話交換機・電話機一式		1
8回線ESIユニット	IS5D-8ESIU-A1	1
8回線SLIユニット	IS5D-8SLIU-B1	1
8回線SLI増設ユニット	IS5D-8SLIDB-B1	1
12デジタル多機能電話機 (6台)	DTZ-12D-2D(WH) TEL	6
24アナログ停電デジタル多機能電話機 (6台)	DTZ-24PA-2D(WH) TEL	2
DT210電話機 (WH) (15台)	DTL-1-1D (WH) TEL	15
絵画「思春の頃」		1
絵画「立山連峰」		1
絵画「老梅の里」		1
AED	ハートスタートHS1+	2
印刷機	リソグラフSF635	1
紙折機	ライオン事務器LF-S620	1
プロジェクター	RICOH PJ WX5461	1
A1用紙対応プリンター	エプソンSC-T3250	1
紙折機	ライオン事務器LF-811N	1
コレクター (自動丁合機)	ライオン事務器LC-500	1

(2) 重要物品

品名	形質・形式	数量
日本画（早春）		1
日本画（白牡丹）		1
日本画（小豆島風景）		1
日本画（白狐）		1
日本画（赤い山）		1
日本画（梵天像）		1
日本画（佛門に入りて）		1
日本画（明け行く庭）		1
日本画（不動明王）		1
日本画（夏の大山）		1
日本画（荒波にとぶ）		1
日本画（帝釈天）		1
日本画（水ぬるむ）		1
日本画（薄れ日の瞑想）		1
日本画（山湖の朝）		1
日本画（物音）		1
日本画（幻覚の母）		1
日本画（潮華）		1
日本画（弥陀に抱かれ）		1
日本画（羽ばたき）		1
日本画（鯉のつどい）		1
日本画（ありあけの双鶴）		1
日本画（静か）		1
日本画（渡り鳥）		1
日本画（如意輪観音）		1
日本画（光輪観音）		1
日本画（薬師如来）		1
日本画（子育て観音）		1
日本画（城）		1
日本画（道）		1
日本画（聖観音）		1
日本画（霧の湖畔）		1
日本画（信州路）		1
日本画（秋彩）		1
金属製品（チェストリス「変化する形像」）		1

【令和4年度スタッフ配置状況】

役職	職員数	主な業務
館長	1名(正規1)	施設運営の統括
副館長	1名(正規1)	総務事務の総括、職員の身分取扱、文化会館事務の調整
主事	1名(正規1)	施設の管理運営全般、会計経理、財産・備品の維持管理
生活創造活動 専門員	1名(正規1)	生活創造活動に関する講座の開催、生活創造グループ・団体活動支援業務
文化専門員	3名(正規3)	文化及びスポーツに関する講座の開催、地域文化団体事務局に関する業務
文化事業調整 事務嘱託員	1名 (非常勤嘱託員1)	庶務、給与等、利用受付案内に関する業務
事務補助員	1名 (非常勤嘱託員1)	利用受付案内、予約管理、文書管理に関する業務
施設管理補助員	1名 (非常勤嘱託員1)	施設の維持管理に関する業務
庁舎管理事務員	3名 (非常勤嘱託員3)	夜間・休日における庁舎巡視、利用受付案内に関する業務
計	13名 (正規7、非常勤6)	

【管理経費等実績額調（令和2～4年度）】

(単位：千円)

区分	光熱水費			通信費	HP運営費
	電気代	ガス代	水道代		
令和2年度	2,691	308	189	679	42
令和3年度	2,419	180	199	729	54
令和4年度	4,075	124	212	650	54

【令和4年度修繕料の明細表】

(単位：円)

内 容	金 額
プリンター修理	19,800
本館、実習サービス棟廊下窓ガラス修繕	184,800
体育館スピーカー固定修理	2,200
門扉前サクラ等枯枝処理・伐採	452,100
印刷機修理	19,800
プラザ棟避難口誘導灯取替	90,200
プリンター部品交換	46,090
陶芸教室南側駐車場枯枝処理・伐採	122,046
講堂空調修理	45,100
	982,136

※令和5年度において、指定管理者公募化に向けた大規模修繕（設備更新等）を実施中。

【利用人数実績（令和2～4年度）】

（単位：人）

区 分	有料施設										小 計	無料施設		小 計	合 計
	講堂	大会議室	小会議室	研修室	美術展示室	視聴覚教室	調理教室	陶芸教室	体育室	グラウンド		生活創造プラザ			
R2年度	4月	0	0	0	0	0	9	0	0	152	161	210	97	307	468
	5月	0	0	10	0	0	0	0	0	359	369	9	103	112	481
	6月	210	173	18	0	0	35	0	16	1,022	1,474	400	1,009	1,409	2,883
	7月	501	0	11	0	108	38	0	24	693	1,375	213	1,520	1,733	3,108
	8月	348	0	10	0	490	30	0	6	761	1,645	540	1,100	1,640	3,285
	9月	1,198	212	67	191	334	267	0	35	924	3,228	678	2,851	3,529	6,757
	10月	1,404	162	125	412	720	244	74	111	1,185	4,437	724	2,663	3,387	7,824
	11月	1,089	101	40	144	828	149	98	108	1,204	3,761	788	2,848	3,636	7,397
	12月	614	73	26	273	428	187	0	114	1,147	2,862	608	1,604	2,212	5,074
	1月	726	74	34	300	1,120	197	38	78	1,148	3,715	583	1,640	2,223	5,938
	2月	806	114	33	254	298	173	35	66	941	2,720	631	1,758	2,389	5,109
	3月	1,184	159	32	138	880	102	0	61	1,047	3,603	385	2,057	2,442	6,045
合 計	8,080	1,068	406	1,712	5,206	1,431	245	619	10,583	29,350	5,769	19,250	25,019	54,369	
R3年度	4月	864	60	35	149	1,042	120	0	55	747	3,072	375	1,134	1,509	4,581
	5月	336	112	37	330	0	158	0	18	709	1,700	169	816	985	2,685
	6月	580	50	35	191	0	170	0	12	891	1,929	581	1,055	1,636	3,565
	7月	1,304	99	55	572	166	218	46	90	2,022	4,572	726	1,976	2,702	7,274
	8月	995	91	47	140	345	141	28	21	633	2,441	390	1,262	1,652	4,093
	9月	818	84	28	481	950	223	72	20	1,032	3,708	693	1,355	2,048	5,756
	10月	1,564	101	13	516	1,369	293	73	96	2,282	6,307	1,752	2,622	4,374	10,681
	11月	1,251	150	74	430	880	325	117	75	2,031	5,333	356	2,365	2,721	8,054
	12月	587	70	19	399	0	249	48	62	577	2,011	391	1,396	1,787	3,798
	1月	403	37	9	155	936	93	84	91	646	2,454	224	1,064	1,288	3,742
	2月	526	126	12	321	532	139	115	99	850	2,720	584	1,348	1,932	4,652
	3月	598	53	36	141	254	68	0	22	1,503	2,675	485	1,561	2,046	4,721
合 計	9,826	1,033	400	3,825	6,474	2,197	583	661	13,923	38,922	6,726	17,954	24,680	63,602	
R4年度	4月	399	129	38	109	1,270	123	18	72	1,128	3,286	502	2,715	3,217	6,503
	5月	734	214	60	491	1,180	251	0	113	2,863	5,906	849	2,517	3,366	9,272
	6月	663	136	79	196	732	135	62	142	1,740	3,885	955	2,077	3,032	6,917
	7月	413	106	23	163	242	119	119	112	2,501	3,798	709	2,903	3,612	7,410
	8月	957	124	126	101	550	113	106	58	740	2,875	430	1,377	1,807	4,682
	9月	410	184	55	370	458	161	176	88	2,270	4,172	1,035	3,149	4,184	8,356
	10月	1,546	162	61	275	1,032	176	0	133	1,919	5,304	717	2,963	3,680	8,984
	11月	2,307	271	140	404	1,280	396	146	79	3,271	8,294	1,191	4,569	5,760	14,054
	12月	454	79	14	298	0	192	80	89	2,642	3,848	537	2,327	2,864	6,712
	1月	646	141	35	140	1,062	141	30	56	841	3,092	301	1,513	1,814	4,906
	2月	563	157	59	228	846	226	0	89	1,413	3,581	525	3,159	3,684	7,265
	3月	500	172	36	115	40	63	0	36	1,946	2,908	747	2,160	2,907	5,815
合 計	9,592	1,875	726	2,890	8,692	2,096	737	1,067	23,274	50,949	8,498	31,429	39,927	90,876	

【利用料金収入実績・稼働率(令和2～4年度)】

1 令和2年度

区 分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
講堂	621,600	957	197	20.5%
大会議室	17,300	957	55	5.7%
小会議室	18,000	957	69	7.2%
研修室	11,800	957	88	9.1%
美術展示室	55,500	957	209	21.8%
視聴覚教室	33,500	957	87	9.0%
調理教室	3,000	957	11	1.1%
陶芸教室	36,000	957	89	9.2%
体育室	808,150	945	372	39.3%
運動場	0	957	216	22.5%
合計	1,604,850	9,558	1,393	14.6%

2 令和3年度

区 分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
講堂	487,200	1,077	193	17.9%
大会議室	7,000	1,077	56	5.1%
小会議室	10,700	1,077	68	6.3%
研修室	36,000	1,077	190	17.6%
美術展示室	59,200	1,077	257	23.8%
視聴覚教室	42,000	1,077	114	10.5%
調理教室	5,100	1,077	28	2.5%
陶芸教室	37,200	1,077	83	7.7%
体育室	759,750	1,077	388	36.0%
運動場	0	1,077	251	23.3%
合計	1,444,150	10,770	1,628	15.1%

3 令和4年度

区 分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b / a * 100$
講堂	319,200	1,074	153	14.2%
大会議室	14,800	1,074	91	8.5%
小会議室	16,100	1,074	82	7.6%
研修室	37,300	1,074	167	15.5%
美術展示室	69,500	1,074	331	30.8%
視聴覚教室	45,300	1,074	118	11.0%
調理教室	3,000	1,074	31	2.9%
陶芸教室	57,900	1,074	122	11.4%
体育室	799,900	1,074	398	37.1%
運動場	0	1,074	276	25.7%
合計	1,363,000	10,740	1,769	16.5%

【各年度の基準額（指定管理料）】

指定管理料の金額については、次の各年度の基準額を上限とする範囲内で提案すること。
また、年度ごとの基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

年度	基準額
令和6年度	55,224,000円
令和7年度	55,224,000円
令和8年度	55,224,000円
令和9年度	55,224,000円
令和10年度	55,224,000円

※基準額は確定予算ではありません。

また、兵庫県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合等には、県と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更することがあります。

【生活創造情報プラザ関連資料】

西播磨生活創造活動グループ登録制度について

西播磨文化会館

西播磨生活創造プラザ

1 目的

西播磨地域の生活創造活動グループ（以下「グループ」という）の活動の支援とグループ間の相互交流を推進するため「西播磨生活創造活動グループ登録制度」を設ける。

2 登録ができるグループ

- (1) 西播磨地域に活動の拠点があり、西播磨地域で活動していること。
- (2) 「芸術・文化」「健康・スポーツ」「福祉」「自然・環境」「児童・青少年」「国際理解・協力」「まちづくり」「消費生活」「男女共同参画」などの分野で、生活創造活動に主体的かつ継続的に取り組んでいること。
- (3) 政治、宗教に関する活動、あるいは営利目的など、当文化会館の業務になじまない活動をしていないこと。

3 登録グループへの支援内容

- (1) 当文化会館の生活創造プラザ等の施設の使用を認める。（下記の4参照）
- (2) 当文化会館の印刷機（リソグラフ）等の設備の使用を認める。（下記の4参照）
- (3) 活動に必要なアドバイスを当文化会館職員が行う。
- (4) 活動に必要な資料等を提供する。
- (5) 必要に応じて、講師や助言者を紹介・あっせんする。
- (6) グループ間の相互の交流を支援する。

4 使用できる施設・設備

- (1) 生活創造プラザ（詳細はパンフレット参照のこと）
- (2) 印刷機、紙折り機等（但し、印刷機については、一か月につき5,000枚までは無料とし、5,000枚を超える場合は、インク代として3,500円を徴収し、さらに5,000枚を超えるごとに3,500円を加算して徴収します。）
- (3) ロッカールーム（要申し込み）
- (4) 情報交流掲示板（1F情報交流サロン内）

5 グループ登録の方法

- (1) 所定の「生活創造活動グループ登録申込書」に記入のうえお申し込みください。
- (2) 年度末（3月）に1年間の活動報告書の提出をもってグループ登録を更新します。活動報告書の提出がない場合は、登録を抹消します。

6 その他

グループの代表者・連絡先の変更や、解散したときは、その旨を届け出る。

附則

- 1 この規定は、平成11年11月13日から施行する。
- 2 この規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成20年3月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成30年10月20日から施行する。
- 6 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

【令和5年度高齢者大学年間講座】

令和5年度 ゆうゆう学園大学 年間講座（4年制）

回	講座日		講座内容等			
			1年生	2年生	3年生	4年生
①	4月21日	金	入学式・開講式（記念講話含む）			
②	4月28日	金	意外と知らない天気のコト			
③	5月12日	金	交通安全教室	交流会準備 （1・2年生交流会）	交流会準備 （保育園との交流）	交流会準備 （県立高校との交流）
④	5月26日	金	防災訓練・防災講話			
⑤	6月16日	金	沖縄の島守 ～外部講師～			
⑥	6月30日	金	明るく楽しく認知症予防			
⑦	7月～8月		7月28日(金) 料理教室・救急講習会	7月21日(金) 料理教室	8月4日(金) 料理教室	8月18日(金) 料理教室
⑧	8月25日	金	鍛冶屋線をなくした町の言伝(ことづて)			
⑨	9月8日	金	100万匹の害虫を飼育する仕事の話 ※県立高校と合同			
⑩	9月15日	金	【環境創造コース】 豊かで美しい海を求めて！	【健康福祉コース】 介護体験教室 ※県立高校と合同	【地域文化コース】 西播磨の仏像を巡る	
⑪	10月6日	金	【環境創造コース】 オオサンショウウオの生態と 守る会の活動	【健康福祉コース】 ゲートキーパー育成講座 ※県立高校と合同	【地域文化コース】 井戸糶製造所と龍野のまちづくり	
—	11月3日	金	学園祭			
⑫	11月10日	金	【環境創造コース】 森林観察	【健康福祉コース】 初歩のヨガ	【地域文化コース】 赤松氏と矢野荘 ～西播磨の地域社会を考える～	
⑬	12月1日	金	【環境創造コース】 郷土の博物学者大上宇市と 秋の野草	【健康福祉コース】 汗かけ恥かけウキウキ ラップスティック体操	【地域文化コース】 肩のこらない『播磨国風土記』考	
⑭	12月8日	金	【環境創造コース】 我が家の省エネルギー(節電)作戦	【健康福祉コース】 共生社会という原風景	【地域文化コース】 西播磨の怪談奇談 『西播磨怪談実記』を中心に	
⑮	1月5日	金	笑いと健康 アクティブこそ人生			
⑯	1月19日	金	高齢者に係る消費者問題について			
⑰	2月2日	金	勝負師の先の読み方・考え方			
—	3月8日	金	修了式・閉講式			

令和5年度 ゆうゆう学園大学 年間講座（大学院）

回	講座日		講座内容等	
			1年生	2年生
1	4月21日	金	入学式・開講式（記念講話含む）	
2	4月27日	木	【活動実践】 計画	【活動実践】 学長講話 年間計画
3	5月11日	木	【活動実践】 アサギマダラとツマグロチョウ	【活動実践】 計画相談1
4	6月1日	木	播磨学のすすめ	
5	6月15日	木	知っているようで知られざる姫路城と城下町 ～ボランティアガイドで地域の魅力発信～	
6	6月29日	木	心を軽くする魔法の ストレスケア	【活動実践】 計画相談2
7	7月		7月13日(木) 料理教室	7月20日(木) 料理教室
8	8月24日	木	里海づくり	【活動実践】 実践研究1
9	8月31日	木	スマートフォンのある豊かな生活 ※消費者生活出前授業	
10	9月14日	木	学外研修	
11	10月12日	木	学校給食を食べてみよう ※たつの市出前講座	【活動実践】 実践研究2
12	10月26日	木	【活動実践】 指定文化財めぐり	文書づくりとプレゼンの方法
	11月3日	金	学園祭	
13	11月30日	土	【活動実践】 わかりやすいプレゼンの方法	【希望講座】 死を見つめより生きる ～心の死にじたくして下さるか～
14	12月7日	木	健康と運動	【活動実践】 まとめ1
15	1月5日	金	笑い与健康 アクティブこそ人生	
16	1月25日	木	次年度に向けて	【活動実践】 まとめ2
17	2月15日	木	【活動実践】 まとめ	【活動実践】 活動実践報告会リハーサル
18	2月22日	木	【活動実践】 活動実践報告会傍聴	【活動実践】 活動実践報告会
19	3月8日	金	修了式・閉講式	